

平成三十年法律第十六号

国際観光旅客税法

目次

- 第一章 総則(第一条―第十四条)
- 第二章 税率(第十五条)
- 第三章 納付等(第十六条―第十八条)
- 第四章 雑則(第十九条―第二十三条)
- 第五章 罰則(第二十四条―第二十六条)
- 第六章 犯則事件の調査及び処分(第二十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国際観光旅客税について、納税義務者、課税の対象、税率、納付の手續及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内 この法律の施行地をいう。
- 二 国際船舶等 本邦と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機(各国の政府又は地方公共団体が使用する船舶又は航空機であつて公用に供されるものとして政令で定めるものを除く。)をいう。
- 三 国際観光旅客等 国際船舶等により本邦から出国する観光旅客その他の者であつて次に掲げるもの(口又はハに掲げる者にあつては、出入国港(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第八号に規定する出入国港をいう。第十三条第一項及び第十四条において同じ。)から出国するものに限る。)をいう。

- イ 本邦から出国する際出入国管理及び難民認定法第二十五条第一項又は第六十条第一項の規定による出国の確認を受ける者(口又はハに掲げる者を除く。)
- ロ 国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客として政令で定めるもの

- ハ 条約の規定に従うことを条件に本邦に入国する者として政令で定めるもの

四 国際旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、国際船舶等を使用して旅客を運送する事業をいう。

五 国内事業者 国際旅客運送事業を営む者であつて国内に住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項において「住所等」という。)を有するものをいう。

六 国外事業者 国際旅客運送事業を営む者であつて国内事業者以外のものをいう。

七 特別徴収 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により国際観光旅客税を徴収し、及び納付することをいう。

2 この法律において「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。

第三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(第二十六条第一項及び第三項において「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

第四条 国際観光旅客等は、この法律により、国際観光旅客税を納める義務がある。

第五条 国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には、この法律により、国際観光旅客税を課する。ただし、当該国際船舶等が天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰つた場合は、この限りでない。

第六条 次に掲げる国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には、国際観光旅客税を課さない。

- 一 国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客であつて本邦に入国後二十四時間以内の本邦から出国するものとして政令で定めるもの
- 二 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船し、又は搭乗していた者であつて政令で定めるもの
- 三 本邦から出国する日(国際旅客運送事業に使用される国際船舶等であつて政令で定めるもの)により本邦から出国する者であつては、政令で定める日)における年齢が二歳未満の者

第七条 個人である国内事業者の納税地は、その国内事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

- 一 国内に住所を有する者である場合 その住所
- 二 国内に住所を有せず、居所を有する者である場合 その居所
- 三 国内に住所及び居所を有しない者であつて国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この条から第九条までにおいて「事務所等」という。)を有するものである場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

第八条 国内に住所のほか居所を有する個人である国内事業者で所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十六条第一項の規定の適用を受ける者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人である国内事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受ける者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地とする。

第九条 法人である国内事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その国内事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

- 一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「内国法人」という。)である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

2 個人である国内事業者が死亡した場合には、その死亡した者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その相続人の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地とする。

第十条 前三条の規定による納税地が国内事業者の営む国際旅客運送事業の状況からみて特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長(政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。)は、これらの規定にかかわらず、その特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を指定することができる。

2 国税局長は、前項の規定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を指定したときは、同項の国内事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

第十一条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の指定の取消しがあつた場合においては、その取消しの際の取消しは、その取消しの対象となつた処分があつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る国内事業者の納税地としてその国際観光旅客税に關してされた申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分(その取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼさないものとする。

第十二条 国内事業者の異動の届出(国内事業者の納税地の異動の届出)に際しては、国際観光旅客税の納税地に異動があつた場合(第十条第一項の規定による指定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の異動があつた場合を除く。)には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

第十三条 国外事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

二 内国法人以外の法人であつて国内に事務所等を有するものである場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

(国内事業者の納税地の指定)

第十条 前三条の規定による納税地が国内事業者の営む国際旅客運送事業の状況からみて特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長(政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。)は、これらの規定にかかわらず、その特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を指定することができる。

2 国税局長は、前項の規定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を指定したときは、同項の国内事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

第十一条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の指定の取消しがあつた場合においては、その取消しの際の取消しは、その取消しの対象となつた処分があつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る国内事業者の納税地としてその国際観光旅客税に關してされた申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分(その取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼさないものとする。

第十二条 国内事業者の異動の届出(国内事業者の納税地の異動の届出)に際しては、国際観光旅客税の納税地に異動があつた場合(第十条第一項の規定による指定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の異動があつた場合を除く。)には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

第十三条 国外事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

2 第十条及び第十一条の規定は、国外事業者について準用する。この場合において、第十条第一項中「前三条」とあるのは、「第十三条第一項」と、「国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ）」とあるのは「税関長」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「国税局長」とあり、及び第十一条中「国税庁長官、国税局長又は税務署長」とあるのは「税関長」と読み替えるものとする。

第十四条 国際観光旅客等の納税地

第十四条 国際観光旅客等の第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税の納税地は、その本邦から出国する出入国港の所在地とする。ただし、税関長は、国際観光旅客等からの申出により、当該出入国港の所在地以外の場所を納税地として指定することができる。

第二章 税率

第十五条 国際観光旅客税の税率は、本邦からの出国一回につき、千円とする。

第三章 納付等

第十六条 国内事業者による特別徴収等

第十六条 国内事業者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦からの出国のために使用する国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、国際観光旅客税を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等の本邦からの出国の日の属する月の翌々月末日までに、これを出国に納付しなければならない。

2 国内事業者は、前項の国際観光旅客税の納期限までに、同項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税の額その他の財務省令で定める事項を記載した計算書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 国内事業者が第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかったときは、税務署長は、その国際観光旅客税を当該国内事業者から徴収する。

第十七条 国外事業者による特別徴収等

第十七条 国外事業者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦からの出国のために使用する国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、国際観光旅客税を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等の本邦からの出国の日の属する月の翌々月末日までに、これを出国に納付しなければならない。

2 国外事業者は、前項の国際観光旅客税の納期限までに、同項の規定により徴収して納付すべ

き国際観光旅客税の額その他の財務省令で定める事項を記載した計算書をその納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 国外事業者が第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかったときは、税関長は、その国際観光旅客税を当該国外事業者から徴収する。

第十八条 国際観光旅客等による納付

第十八条 国際観光旅客等は、第十六条第一項又は前条第一項の規定の適用がある場合を除き、本邦からの出国のために国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、国際観光旅客税を国に納付しなければならない。

2 国際観光旅客等が前項の規定により納付すべき国際観光旅客税を納付しなかったときは、税関長は、その国際観光旅客税を当該国際観光旅客等から徴収する。

第四章 雑則

第十九条 国内に住所等を有する者が国際旅客運送事業を開始しようとする場合又は国外事業者が国内に住所等を有することとなる場合には、これらの者は、財務省令で定めるところにより、その旨をこれらの者が国内事業者となるときにおける特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

2 国内事業者は、その国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有しないこととなる場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

3 国内事業者は、前二項の規定により届け出た事項に異動（納税地の異動を除く。）を生じた場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

4 国内事業者について相続があった場合において、当該相続により国際旅客運送事業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、速やかに、その旨を当該相続に係る被相続人の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

5 前項の規定は、法人が合併により国内事業者の国際旅客運送事業を承継した場合について準

用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

第二十條 国内に住所等を有しない者が国際旅客運送事業を開始しようとする場合又は国内事業者が国内に住所等を有しないこととなる場合（その国際旅客運送事業を廃止する場合を除く。）には、これらの者は、財務省令で定めるところにより、その旨をこれらの者が国外事業者となるときにおける特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地（当該国外事業者となる者が第十三条第一項ただし書の承認を受ける場合にあつては、その承認を受ける場所）ごとに、当該納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。

2 国外事業者は、その国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有することとなる場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。

3 国外事業者は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。

4 国外事業者について相続があった場合において、当該相続により国際旅客運送事業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、当該相続に係る被相続人の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地ごとに、速やかに、その旨を当該納税地を所轄する税関長に書面により届け出なければならない。

5 前項の規定は、法人が合併により国外事業者の国際旅客運送事業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

第二十一条 国内事業者及び国外事業者は、政令で定めるところにより、その国際旅客運送事業

に係る国際観光旅客等の本邦からの出国に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

2 相続があった場合においては相続人は被相続人の前項の規定による記帳の義務を、法人が合併した場合においては合併後存続する法人又は合併により設立した法人は合併により消滅した法人の同項の規定による記帳の義務を、それぞれ承継する。

（税関長の権限の委任）

第二十二條 税関長は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

（財務省令への委任）

第二十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による書類の記載事項又は提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

第五章 罰則

第二十四條 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかった者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかった国際観光旅客税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかった国際観光旅客税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第一号の規定に該当する者が同号に規定する国際観光旅客税について前条の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。

一 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収すべき国際観光旅客税を徴収しなかった者

二 第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税を納付しなかった者

三 第二十一条第一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十六條 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、そ

れに係る国際観光旅客等の本邦からの出国に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

2 相続があった場合においては相続人は被相続人の前項の規定による記帳の義務を、法人が合併した場合においては合併後存続する法人又は合併により設立した法人は合併により消滅した法人の同項の規定による記帳の義務を、それぞれ承継する。

（税関長の権限の委任）

第二十二條 税関長は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

（財務省令への委任）

第二十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による書類の記載事項又は提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

第五章 罰則

第二十四條 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかった者は、十年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかった国際観光旅客税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかった国際観光旅客税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第一号の規定に該当する者が同号に規定する国際観光旅客税について前条の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。

一 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収すべき国際観光旅客税を徴収しなかった者

二 第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税を納付しなかった者

三 第二十一条第一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十六條 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、そ

の行為者を罰するほか、その法人又は人に対し
て当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十四条第一項の違反行
為につき法人又は人に罰金刑を科する場合にお
ける時効の期間は、同項の罪についての時効の
期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適
用がある場合には、その代表者又は管理人がそ
の訴訟行為につきその人格のない社団等を代表
するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合
の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六章 犯罪事件の調査及び処分

第二十七条 国外事業者の特別徴収に係る国際観
光旅客税及び国際観光旅客等の第十八条第一項
の規定により納付すべき国際観光旅客税の犯罪
事件の調査及び処分については、税関長又は税
関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税
庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなし
て、国税通則法（昭和二十七年法律第六十六
号）第十一章の規定（同法第五十三条及び第
百五十四条第一項の規定を除く。）を適用する。

2 国税通則法第五十三条第五項の規定は、前
項の犯罪事件を国税庁、国税局又は税務署の当
該職員及び税関職員が発見した場合について準
用する。この場合において、同条第五項中「税
務署の当該職員」とあるのは、「税務署の当該職
員（税関職員が最初に発見したときは、当該発
見地又は当該犯罪事件に係る国際観光旅客税の
納税地を所轄する税関の税関職員）」と、同項
ただし書中「国税局の当該職員」とあるのは
「国税局の当該職員（税関職員が最初に発見し
たときは、当該発見地又は当該犯罪事件に係る
国際観光旅客税の納税地を所轄する税関の税関
職員）」と読み替えるものとする。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から
施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布
の日から施行する。

(特別徴収に係る国際観光旅客税に関する経過
措置)

第二条 第四条、第五条及び第三章の規定は、国
際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の本邦か
らの出国のうちこの法律の施行の日（以下「施
行日」という。）前に締結された運送契約（施
行日前に当該出国の日を定めたものに限る。）
によるものに係る国際観光旅客税については、

適用しない。ただし、運送契約その他の契約に
おいて運賃の領収とは別に徴収することとされ
ている国際観光旅客税については、この限りで
ない。

(国際旅客運送事業の開始の届出に関する経過
措置)

第三条 この法律の施行の際現に国際旅客運送事
業を営んでいる者は、平成三十一年二月二十八
日（当該者が同日前に第十六条第一項又は第十
七条第一項の規定により国際観光旅客税を納付
する場合にあつては、当該納付の日）までに、
財務省令で定めるところにより、その旨を、国
内事業者にあつてはその納税地を所轄する税務
署長に、国外事業者にあつてはその納税地（当
該国外事業者が第十三条第一項ただし書の承認
を受ける場合にあつては、その承認を受ける場
所）を所轄する税関長に、届け出なければなら
ない。

2 前項の規定による届出は、第十九条第一項又
は第二十条第一項の規定による届出とみなす。
(納税地に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に所得税法第十六
条第一項又は第二項の規定の適用を受けている
個人である国内事業者に対する第八條第一項又
は第二項の規定の適用については、施行日にお
いてこれらの規定に規定する書類の提出があつ
たものとみなす。

2 この法律の施行の際現に所得税法第十八条第
一項又は法人税法（昭和四十年法律第三十四
号）第十八条第一項の規定による所得税又は法
人税の納税地の指定を受けている国内事業者に
ついては、施行日においてその納税地を国際観
光旅客税の納税地として第十条第一項の規定に
よる指定を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、所得税法第十八条第三
項又は法人税法第十八条第二項の規定による通
知は、第十条第二項の規定による通知とみな
す。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年三月三十一日法律第四
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和五年一月一日

イ 第一条中所得税法第十六条の改正規定、
同法第二十条の改正規定並びに同法第四十五
条の改正規定並びに次条並びに附則第三
条、第五条、第七十九条（地価税法（平成
三年法律第六十九号）第三十一条第二項第
二号の改正規定を除く。）及び第八十一条
から第八十三条までの規定

(国際観光旅客税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 前条の規定による改正後の国際観光
旅客税法第八條第一項及び第二項の規定は、令
和五年一月一日以後の同条第一項又は第二項の
規定によるこれらの規定に規定する特別徴収に
係る国際観光旅客税の納税地の変更について適
用し、同日前の前条の規定による改正前の国際
観光旅客税法第八條第一項から第三項までの規
定によるこれらの規定に規定する特別徴収に係
る国際観光旅客税の納税地の変更については、
なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則
の規定によりなお従前の例によることとされる
場合及びこの附則の規定によりなおその効力を
有することとされる場合におけるこの法律の施
行後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(政令への委任)

第九十九条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日